

マネロン罪指令（指令 (EU)2018/1673） 本文（日本語訳）

原文：Directive (EU) 2018/1673 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on combating money laundering by criminal law（OJ L 284, 12.11.2018, p. 22）。本則は、指令(EU)2024/1226 による改正後の統合版（2024 年 5 月 19 日版）による。

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2018_1673_oj_en.pdf

原文 PDF（統合版・2024 年 5 月 19 日版。同上）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2018_1673_consolidated_20240519_en.pdf

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

目次

- 第 1 条 対象及び範囲
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 マネーロンダリング罪
- 第 4 条 幫助、教唆及び未遂
- 第 5 条 自然人に対する刑罰
- 第 6 条 加重事由
- 第 7 条 法人の責任
- 第 8 条 法人に対する制裁
- 第 9 条 没収

- 第 10 条 裁判権
- 第 11 条 捜査手段
- 第 12 条 枠組決定 2001/500/JHA の一部の規定の置換え
- 第 13 条 国内法化
- 第 14 条 報告
- 第 15 条 発効
- 第 16 条 名宛人

第 1 条 対象及び範囲

1. 本指令は、マネーロンダリングの分野における犯罪の定義と制裁に関する最低限のルールを定めるものである。
2. 本指令は、EU の金融利益に影響を及ぼす犯罪に由来する財産に関するマネーロンダリングには適用されず、当該マネーロンダリングは、指令(EU)2017/1371 に定められた特定のルールの対象となる。

第 2 条 定義

本指令においては、以下の定義が適用される：

- (1) 「犯罪行為」とは、国内法に従い、長期 1 年を超える自由の剥奪又は拘禁命令により処罰される犯罪の実行に関与するあらゆる種類の犯罪行為、又は自国の法制度に犯罪の最低閾値を設けている加盟国に関しては、短期 6 か月を超える自由の剥奪又は拘禁命令により処罰される犯罪をいう。いずれにせよ、以下のカテゴリーの犯罪は犯罪行為とみなされる。
 - (a) 組織的犯罪集団への参加及びラケティアリング（枠組決定 2008/841/JHA に規定された犯罪を含む。）
 - (b) テロリズム（欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/541¹に定められた犯罪を含む。）
 - (c) 人身取引及び移民の密入国（欧州議会及び理事会の指令 2011/36/EU²及び理事会枠組決定 2002/946/JHA³に定められた犯罪を含む。）
 - (d) 性的搾取（欧州議会及び理事会の指令 2011/93/EU⁴に規定された犯罪を含む。）

¹ テロリズムとの闘いに関し、理事会枠組決定 2002/475/JHA に代わり、及び理事会決定 2005/671/JHA を改正する 2017 年 3 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/541（OJ L 88, 31.3.2017, p. 6）

² 人身取引の防止及び対策並びにその被害者の保護に関し、理事会枠組決定 2002/629/JHA に代わる 2011 年 4 月 5 日の欧州議会及び理事会の指令 2011/36/EU（OJ L 101, 15.4.2011, p. 1）

³ 不法な入国、通過及び滞在の幫助を防止するための刑事的枠組みの強化に関する 2002 年 11 月 28 日の理事会枠組決定 2002/946/JHA（OJ L 328, 5.12.2002, p. 1）

⁴ 児童の性的虐待及び性的搾取並びに児童ポルノとの闘いに関し、理事会枠組決定 2004/68/JHA に代わる 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会の指令 2011/93/EU（OJ L 335, 17.12.2011, p. 1）

- (e) 麻薬及び向精神薬の不正取引（理事会枠組決定 2004/757/JHA⁵に定める犯罪を含む。）
- (f) 違法武器取引
- (g) 盗品及びその他の物品の不正取引
- (h) 汚職（欧州共同体の職員又は欧州連合加盟国の職員が関与する汚職との闘いに関する条約⁶及び理事会枠組決定 2003/568/JHA⁷に定められた犯罪を含む。）
- (i) 詐欺（理事会枠組決定 2001/413/JHA⁸に規定された犯罪を含む。）
- (j) 通貨の偽造（欧州議会及び理事会の指令 2014/62/EU⁹に定める犯罪を含む。）
- (k) 製品の偽造及び海賊行為
- (l) 環境犯罪（欧州議会及び理事会の指令 2008/99/EC¹⁰又は欧州議会及び理事会の指令 2009/123/EC¹¹に定める犯罪を含む。）
- (m) 殺人、重大な傷害
- (n) 誘拐、違法な拘束、人質行為
- (o) 強盗又は窃盗
- (p) 密輸
- (q) 各国法に定められた直接税及び間接税に関する租税犯罪
- (r) 恐喝
- (s) 偽造

⁵ 違法な薬物取引の分野における犯罪行為の構成要件及び刑罰に関する最低限の規定を定める 2004 年 10 月 25 日の理事会枠組決定 2004/757/JHA（OJ L 335, 11.11.2004, p. 8）

⁶ 欧州連合条約第 K.3 条第 2 項(c)に基づき、欧州共同体の職員又は欧州連合加盟国の職員が関与する汚職との闘いに関する条約を作成する 1997 年 5 月 26 日の理事会文書（OJ C 195, 25.6.1997, p. 1）

⁷ 民間部門における汚職との闘いに関する 2003 年 7 月 22 日の理事会枠組決定 2003/568/JHA（OJ L 192, 31.7.2003, p. 54）

⁸ 現金以外の支払手段の詐欺及び偽造との闘いに関する 2001 年 5 月 28 日の理事会枠組決定 2001/413/JHA（OJ L 149, 2.6.2001, p. 1）

⁹ 刑事法によるユーロその他の通貨の偽造からの保護に関し、理事会枠組決定 2000/383/JHA に代わる 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/62/EU（OJ L 151, 21.5.2014, p. 1）

¹⁰ 刑事法による環境の保護に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会及び理事会の指令 2008/99/EC（OJ L 328, 6.12.2008, p. 28）

¹¹ 船舶起因の汚染及び違反に対する罰則の導入に関する指令 2005/35/EC を改正する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/123/EC（OJ L 280, 27.10.2009, p. 52）

(t) 海賊行為

(u) インサイダー取引及び相場操縦（欧州議会及び理事会の指令 2014/57/EU¹²に定める犯罪を含む。）

(v) サイバー犯罪（欧州議会及び理事会の指令 2013/40/EU¹³に定める犯罪を含む。）

(w) EU の制限措置の違反¹⁴

(2) 「財産」とは、有体か無体か、動産か不動産か、有形か無形かを問わず、あらゆる種類の資産、並びに当該資産に対する権原又は権益を証する、電子的又はデジタル形式のものを含むあらゆる形式の法的書類又は証書をいう。

(3) 「法人」とは、適用される法令の下で法人格を有するあらゆる主体をいう。ただし、国家、国家権力を行使する公的機関及び公的な国際機関を除く。

第 3 条 マネーロンダリング罪

1. 加盟国は、次に掲げる行為が故意に行われた場合に、犯罪として処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

(a) 財産が犯罪行為に由来することを知りながら、当該財産の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装する目的で、又は当該犯罪行為の実行に関与した者がその行為の法的帰結¹⁵を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し、又は移転すること

(b) 財産が犯罪行為に由来することを知りながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分、移動、当該財産に関する権利又は所有権を隠匿し、又は偽装すること

(c) 財産の受領の時点で当該財産が犯罪行為に由来することを知りながら、当該財産を取得し、所持し、又は使用すること

2. 加盟国は、第 1 項に規定する行為が、犯罪者において当該財産が犯罪行為に由来することを疑っていた場合又は知るべきであった場合にも、犯罪として処罰されることを確保するために必要な措置をとることができる。

3. 加盟国は、次に掲げる事項を確保するために必要な措置をとらなければならない。

¹² 市場阻害行為に対する刑事制裁に関する 2014 年 4 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/57/EU（市場阻害行為指令）（OJ L 173, 12.6.2014, p. 179）

¹³ 情報システムに対する攻撃に関し、理事会枠組決定 2005/222/JHA に代わる 2013 年 8 月 12 日の欧州議会及び理事会の指令 2013/40/EU（OJ L 218, 14.8.2013, p. 8）

¹⁴ 訳者注：本号は、指令(EU)2024/1226 による改正（2024 年 5 月 19 日発効）で追加された。

¹⁵ 訳者注：処罰等の意味

(a) 財産の由来となった犯罪行為についての事前の又は同時の有罪判決が、第 1 項及び第 2 項に規定する犯罪についての有罪判決の前提条件とならないこと

(b) 財産が犯罪行為に由来することが立証された場合には、実行者が誰であるかを含め、当該犯罪行為に関する全ての事実的要素又は全ての状況を立証する必要なく、第 1 項及び第 2 項に規定する犯罪について有罪判決が可能であること

(c) 第 1 項及び第 2 項に規定する犯罪が、他の加盟国又は第三国の領域で行われた行為であって、国内で行われたとすれば犯罪行為を構成するものに由来する財産にも及ぶこと

4. 本条第 3 項(c)の場合において、加盟国は、更に、当該行為が、それが行われた他の加盟国又は第三国の国内法の下で犯罪を構成することを要件とすることができる。ただし、当該行為が、第 2 条第 1 号(a)から(e)まで及び(h)に掲げる犯罪であって、適用される EU 法で定義されるもののいずれかを構成する場合は、この限りでない。

5. 加盟国は、第 1 項(a)及び(b)に規定する行為が、財産の由来となった犯罪行為を行い、又はこれに関与した者によって行われた場合にも、犯罪として処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

第 4 条 幫助、教唆及び未遂

加盟国は、第 3 条第 1 項及び第 5 項に規定する犯罪の幫助、教唆及び未遂が犯罪として処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

第 5 条 自然人に対する刑罰

1. 加盟国は、第 3 条及び第 4 条に規定する犯罪が、効果的で、比例的で、かつ抑止力のある刑事罰により処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

2. 加盟国は、第 3 条第 1 項及び第 5 項に規定する犯罪が、長期 4 年以上の拘禁刑により処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

3. 加盟国は、また、第 3 条及び第 4 条に規定する犯罪を犯した自然人が、必要な場合には、付加的な制裁又は措置の対象となることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

第 6 条 加重事由

1. 加盟国は、第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪に関し、次に掲げる事情が加重事由とみなされることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

(a) 当該犯罪が、枠組決定 2008/841/JHA にいう犯罪組織の枠組みの中で行われたこと

(b) 犯罪者が、指令(EU)2015/849 第 2 条にいう特定事業者であり、その職業活動の遂行において当該犯罪を犯したこと

2. 加盟国は、第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪に関し、次に掲げる事情が加重事由とみなされることを定めることができる。

(a) 洗浄された財産が相当な価値を有すること

(b) 洗浄された財産が、第 2 条第 1 号(a)から(e)まで及び(h)に掲げる犯罪のいずれかに由来すること

第 7 条 法人の責任

1. 加盟国は、法人が、個人として又は当該法人の機関の一員として行動し、かつ、次に掲げるいずれかに基づき当該法人内で指導的地位を有する者が当該法人の利益のために犯した第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪について、責任を問われ得ることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

(a) 当該法人の代表権

(b) 当該法人のために意思決定を行う権限

(c) 当該法人内で統制を行う権限

2. 加盟国は、本条第 1 項に規定する者による監督又は統制の欠如により、その権限の下にある者が当該法人の利益のために第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪のいずれかを犯すことが可能となった場合に、法人が責任を問われ得ることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づく法人の責任は、第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪のいずれかの正犯、教唆者又は従犯である自然人に対して刑事手続を提起することを妨げない。

第 8 条 法人に対する制裁

加盟国は、第 7 条に基づき責任を問われた法人が、効果的で、比例的で、かつ抑止力のある制裁により処罰されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。当該制裁には、刑事上の又は刑事上以外の罰金を含まなければならず、また、次に掲げるようなその他の制裁を含めることができる。

(a) 公的給付又は公的援助を受ける資格からの排除

(b) 入札手続、補助金及びコンセッションを含む公的資金へのアクセスからの一時的又は恒久的な排除

(c) 商業活動の実施の一時的又は恒久的な禁止

(d) 司法監督下に置くこと

(e) 裁判所による解散命令

(f) 犯罪の実行に使用された事業所の一時的又は恒久的な閉鎖

第 9 条 没収

加盟国は、適当な場合には、その管轄当局が、指令 2014/42/EU に従い、本指令に規定する犯罪から生じた収益、並びに当該犯罪の実行若しくはその実行への寄与のために使用され、又は使用されることが意図された物を凍結し、又は没収することを確保するために必要な措置をとらなければならない。

第 10 条 裁判権

1. 各加盟国は、次に掲げる場合には、第 3 条及び第 4 条に規定する犯罪について自国の裁判権を確立するために必要な措置をとらなければならない。

(a) 当該犯罪の全部又は一部が自国の領域内で行われた場合

(b) 犯罪者が自国民である場合

2. 加盟国は、次に掲げる場合において、自国の領域外で行われた第 3 条及び第 4 条に規定する犯罪に自国の裁判権を拡張することを決定したときは、欧州委員会に通知しなければならない。

(a) 犯罪者が自国の領域内に常居所を有する場合

(b) 当該犯罪が自国の領域内に設立された法人の利益のために行われた場合

3. 第 3 条及び第 4 条に規定する犯罪が 2 以上の加盟国の裁判権に属し、かつ、関係する加盟国のいずれもが同一の事実に基づき有効に訴追することができる場合には、関係する加盟国は、手続を単一の加盟国に集中させることを目的として、いずれの加盟国が犯罪者を訴追するかを決定するために協力しなければならない。

その際には、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

(a) 犯罪が行われた加盟国の領域

(b) 犯罪者の国籍又は居住地

(c) 被害者の出身国

(d) 犯罪者が発見された領域

適当な場合には、枠組決定 2009/948/JHA 第 12 条に従い、当該事案をユーロジャストに付託しなければならない。

第 11 条 捜査手段

加盟国は、組織犯罪その他の重大犯罪への対処において用いられるような効果的な捜査手段が、第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条に規定する犯罪の捜査又は訴追に責任を負う者、部署又は機関にとって利用可能であることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

第 12 条 枠組決定 2001/500/JHA の一部の規定の置換え

枠組決定 2001/500/JHA 第 1 条(b)及び第 2 条は、本指令に拘束される加盟国に関し、同枠組決定の国内法化の期限に関する当該加盟国の義務を妨げることなく、本指令により置き換えられる。

本指令に拘束される加盟国に関しては、第 1 段に規定する枠組決定 2001/500/JHA の規定への言及は、本指令への言及と解するものとする。

第 13 条 国内法化

1. 加盟国は、2020 年 12 月 3 日までに、本指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を施行しなければならない。加盟国は、直ちにその旨を欧州委員会に通知しなければならない。

加盟国がこれらの措置を採択するときは、当該措置には本指令への言及を含め、又はその公布の際に本指令への言及を付さなければならない。言及の方法は、加盟国が定める。

2. 加盟国は、本指令の対象分野において採択する国内法の主要な規定の文言を欧州委員会に通知しなければならない。

第 14 条 報告

欧州委員会は、2022 年 12 月 3 日までに、加盟国が本指令を遵守するために必要な措置をとった程度を評価する報告書を、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

欧州委員会は、2023 年 12 月 3 日までに、マネーロンダリング対策に関する本指令の付加価値並びに基本的な権利及び自由に対する本指令の影響を評価する報告書を、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。欧州委員会は、当該報告書に基づき、必要な場合には、本指令を改正する立法提案を提出しなければならない。欧州委員会は、加盟国から提供された情報を考慮しなければならない。

第 15 条 発効

本指令は、欧州連合官報に掲載された日の後 20 日目に発効する。

第 16 条 名宛人

本指令は、両条約に従い、加盟国に宛てられる。

2018 年 10 月 23 日、ストラスブールにて作成

欧州議会のために／議長／A. タヤーニ

理事会のために／議長／K. エトシュタットラー

訳注：現行性について。本指令は 2018 年 10 月 23 日に採択され（2018 年 12 月 2 日発効、加盟国の国内法化期限は 2020 年 12 月 3 日）、指令(EU)2024/1226（EU の制限措置違反の犯罪化）により第 2 条第 1 号(w)が追加された（2024 年 5 月 19 日発効、同号の国内法化期限は 2025 年 5 月 20 日）。2026 年 10 月 6 日現在、EUR-Lex では 2024 年 5 月 19 日版が最新の統合版と表示されることを確認した。